

# 令和6年度相模原市「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」募集要領

## 1 趣旨

障害のある人への市民の理解の促進を図るため、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を広く募集するもの。

## 2 主催者

相模原市、内閣府

## 3 心の輪を広げる体験作文

### (1) 内容

- |         |   |
|---------|---|
| ア 募集テーマ | 出会い、ふれあい、心の輪<br>ー障害のある人とない人との心のふれあい体験を広げようー |
| イ 題 名   | 自由  |
| ウ 内 容   | 障害のある人とない人との心のふれあいの体験をつづったもの。               |

### (2) 応募資格

相模原市内に在住もしくは在学・在勤する小学生以上（特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の児童生徒を含む。）

### (3) 応募規定（応募規定外の作品は審査の対象外となりますので、必ず守ってください。）

- |        |   |
|--------|---|
| ア 部 門  | 小学生部門、中学生部門、高校生部門及び一般部門の4部門   |
| イ 応募用紙 | 400字詰め原稿用紙（B4判又はA4判。横向き・縦書き）<br>※パソコン等の電子機器による作成も可とする。この場合、用紙は「イ<br>応募用紙」に準じるものとする。 |
| ウ 字 数  | 小学生部門及び中学生部門 2～4枚程度<br>高校生部門及び一般部門 4～6枚程度   |

※応募は、未発表のもの1点に限る。

※入賞作品については、応募者の氏名、所属先等（学校名、学年、年齢、職業等）を市ホームページ、入賞作品集、「障害者週間」記念行事等において公表するため、了承の上応募すること。また、作品中に個人名や固有名詞、固有の対象等が特定される内容を含む場合は、応募者がその個人等に応募作品への掲載及び公表の可能性があることについて許可を受けた上で応募すること。

## 4 障害者週間のポスター

### (1) 内容

- |         |  |
|---------|--|
| ア 募集テーマ | 障害の有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活でき<br>る社会の実現 |
|---------|--|

イ 内 容 障害者に対する理解の促進等に資するものとし、障害のある人とのない人の間の相互理解・交流等を造形的表現で訴えるもの。

(2) 応募資格

相模原市内に在住もしくは在学する小学生及び中学生（特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒を含む。）

(3) 応募規定 （応募規定外の作品は審査の対象外となりますので、必ず守ってください。）

ア 部 門 小学生部門及び中学生部門の2部門

イ 規 格 画用紙のB3判（横364mm×縦515mm）又は四つ切り（横382mm×縦542mm）を使用し、これに満たない作品はB3判の台紙に貼付する。

ウ 彩色画材 自由

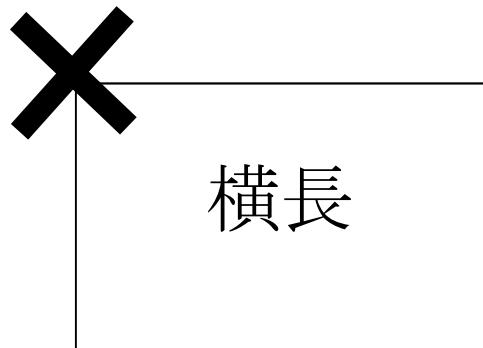
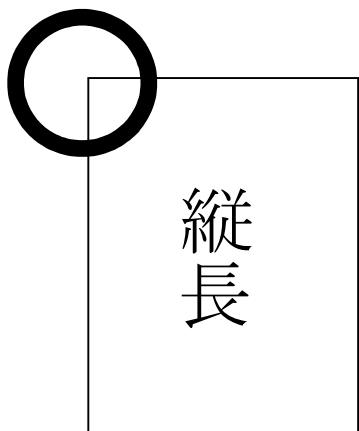
※応募は、未発表のもの1点に限る。

※入賞作品については、応募者の氏名、所属先等（学校名、学年、年齢、職業等）を市ホームページ、入賞作品集、「障害者週間」記念行事等において公表するため、了承の上応募すること。また、作品中に個人名や固有名詞、固有の対象等が特定される内容を含む場合は、応募者がその個人等に応募作品への掲載及び公表の可能性があることについて許可を受けた上で応募すること。

※造形的表現で訴えるものとし、標語その他の文字が入ったものは審査の対象外とする。

※作品は折らずに提出すること。折って提出したものは審査の対象外とする。

※作品は縦向き（縦長）のみとし、横向き（横長）のものは審査の対象外とする。



標語・その他の文字等の使用

5 応募先

作品に必要事項を記入した応募用紙（別紙1又は別紙2）を添えて、小学生・中学生・高校生については通学する学校を通して次の提出先に送付する。一般の方については直接、次の提出先に送付する。また、障害福祉施設で取りまとめての提出も可とする。その場合も、送付は次の提出先宛とする。

提出先：相模原市高齢・障害者福祉課

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

## 6 募集期間

令和6年7月1日（月）～9月2日（月）（必着）

## 7 審査

応募作品は市において審査の上、部門ごとに最優秀賞・優秀賞・佳作を選定する。また、最優秀賞の作品は、内閣府へ推薦する。

## 8 発表

入賞決定者については、応募者本人に通知するものとする。ただし、市内の小学校及び中学校に通学している応募者には学校、障害福祉施設からの応募者は該当施設を通じて通知するものとする。

## 9 応募作品について

- (1) 作文・ポスターとともに、応募作品の返却は原則として行わない。返却を希望する場合は市高齢・障害者福祉課にあらかじめ相談すること。
- (2) 内閣府における入賞作品の著作権は、内閣府に帰属し、入賞作品の使用、編集等に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。
- (3) 本市における入賞作品の著作権は、(2)の場合を除き市高齢・障害者福祉課に帰属し、市ホームページ、入賞作品集、「障害者週間」記念行事等、障害者理解を促進する目的で使用することがある。また、入賞作品の使用、編集等に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。

## 10 個人情報の取扱いについて

- (1) 応募用紙に記載された個人情報については、応募者への連絡に使用する。
- (2) 「障害者週間」記念行事等において応募作品を使用する際には、応募者の氏名、所属先等（学校名、学年、年齢、職業等）を掲載する。

## 11 その他

本募集要領に取り決めのないことについては、内閣府の「心の輪を広げる障害者理解促進事業要綱」による。